

業務説明資料

1 件名

小児がん広報動画制作業務委託

2 業務目的

「小児がん」※患者はり患者数が少なく、周囲の理解や支援を必要としていることから、小児がん患者の現状を伝え、彼らへの共感を促す動画を制作する。

制作した動画は SNS や市庁舎のアトリウム等で配信することで、幅広い年齢層の方に小児がんについて知ってもらう機会とする。

※小児がんとは

0歳からの小児がかかる、100種類以上の疾患名のある悪性腫瘍（がん）の総称。一般的には15歳未満にみられるがんのこと。現在、小児がん全体で約7割以上の患者が治るようになってきている。しかし、がんの種類によっては、長期にわたる入院や入退院の繰り返し、外来の場合も治療期間が長いことが多い。治療が終わったあとも、再発していないか、いろいろな臓器に遅れて合併症（晩期合併症）がでていないかのチェックのために、長期にわたって定期的な外来受診（長期フォローアップ）が必要。

3 動画の視聴効果

- ・小・中・高の学生や39歳以下の若年層に小児がん患者の存在を身近に感じてもらう
- ・中高年や高齢者（保護者世代・祖父母世代）が小児がん患者とその家族をサポートしたくなる
- ・小児がん患者と家族が共感する

4 作成物概要

業務目的及び動画の視聴効果を意識した動画を2種類（再生時間別に1種類ずつ）制作する。動画の仕様については、本仕様書をもとに、横浜市と適宜協議の上、制作を進める。動画作成に必要なすべてのコンテンツ等について、費用は委託料の範囲内で受託者が負担すること。

（1）完全版動画

ア 再生時間

60秒程度

イ ファイル形式

YouTube にアップロードできるファイル形式及び MP4 等の PC で再生できる形

式とすること。

ウ 字幕表示

台詞等の字幕（ルビ入り）を入れ、「字幕あり」と「字幕なし」のバージョンを用意すること

エ 画角

9：16（横長）

放映先に合わせて画角等を調整可能なものとする。

オ 使用用途

本市 HP、YouTube など

(2) PR 用動画ショートバージョン

ア 再生時間

15 秒

イ ファイル形式

YouTube や X（旧 Twitter）にアップロードできるファイル形式及び PC など再生できる形式とすること。（MP4、WMV、MPEG-2 は必須）

ウ 字幕表示

台詞等の字幕（ルビ入り）を入れ、「字幕あり」と「字幕なし」のバージョンを用意すること

エ 画角

・16：9（縦長）

・9：16（横長）

それぞれ作成すること。放映先に合わせて画角等を調整可能なものとする。

オ 使用用途

本市 HP、市庁舎、医療機関、市営地下鉄及び区役所のサイネージ広告、TVer などの WEB 配信、映画館などのシネアドなど（最大 270 インチ想定）

カ 作成方法

（1）で作成した動画を編集し、作成すること。最後に（1）の動画を見ることができるよう、検索窓等で誘導すること。

	完全版動画	PR 用動画ショートバージョン
再生時間	60 秒程度	15 秒
ファイル形式	YouTube にアップロードできるファイル形式及び MP4 等の PC で再生できる形式	YouTube や X（旧 Twitter）にアップロードできるファイル形式及び PC など再生できる形式（MP4、WMV、MPEG-2 は必須）

字幕表示	台詞等の字幕（ルビ入り）を入れ、「字幕あり」と「字幕なし」のバージョンを用意	
画角	9：16（横長） 放映先に合わせて画角等が調整可能なもの。	・16：9（縦長） ・9：16（横長） 放映先に合わせて画角等が調整可能なもの。
使用用途	本市 HP、YouTube など	本市 HP、市庁舎、医療機関、市営地下鉄及び区役所のサイネージ広告、TVer などの WEB 配信、映画館などのシネアドなど（最大 270 インチ想定）
作成方法	—	完全版動画を編集し、作成すること。最後に完全版動画を見ることができるよう、検索窓等で誘導すること。

（3）スチール写真

動画のワンシーンやオフショット写真を撮影する

ア 画像形式

動画 PR 用チラシ、デジタルサイネージ等への掲載可能な形式・ファイルサイズ（JPEG は必須）とすること。

イ 数量

10 種類

5 業務概要

（1）業務履行スケジュール・工程表の作成

動画制作前に、スケジュール・工程表を横浜市へ共有し合意を得ること。その際、納品までの制作過程で、横浜市が動画内容の確認及び修正が実施可能な十分な期間及び確認回数を設けること。

（2）脚本・絵コンテの作成

受託者が動画の脚本・絵コンテを提案し、横浜市と適宜協議の上、作成を進める。動画内容は、業務目的や動画の視聴効果を参考にし、小児がん患者が自分のペースで夢や希望を抱いて輝いていることが伝わるようにすること。

横浜市にゆかりがある俳優・プロスポーツ選手などの著名人を起用する場合は、ナビゲーターとして著名人が出演すること。小児がんの経験、支援活動の経験がある著名人を起用する場合は、自らの小児がんの経験、支援活動の経験を活かした動画にす

ること。

また、動画の中に実在する小児がん患者が出演する場面を入れること。小児がん患者の出演者については、横浜市が調整する。

ア 作成形式

マイクロソフトワードファイル等の横浜市、監修者が確認可能な形式とする。

イ 校正

3回以上校正を行うものとする。

ウ 監修

医療監修及び全体監修について、横浜市が指定する者の指示を受けること。監修者については、横浜市が調整する。

(3) 撮影

作成した脚本に基づき撮影すること。必要に応じて横浜市が立ち会うこととする。

ア 出演者

(ア) 以下の条件のいずれかにあてはまること。なお、1名・グループ単位・2名以上の組合せでの出演等いずれでも可とする。

- ・横浜市にゆかりがあり、かつ幅広い年齢層に知名度の高い俳優・プロスポーツ選手などの著名人
- ・小児がんの経験があり、かつ幅広い年齢層に知名度の高い著名人
- ・小児がん患者の支援活動を行っており、かつ幅広い年齢層に知名度の高い著名人

※出演者案を横浜市に提示して、了解を得た上で決定すること。なお、出演者とのスケジュール調整を含む交渉等は全て受託者が責任を持って行い、出演できる者を提案すること。

※宿泊費や交通費を含むすべての経費は受託者が負担すること。

※出演者全般について肖像権、その他法的な問題が発生しないよう、権利処理等の手続きについては受託者がすべて行うこと。動画の使用期限が納品日より最低5年間保証されるように権利関係を整理すること。

(イ) 横浜市が指定する小児がん患者を起用すること。出演者については、横浜市が調整する。

イ 撮影スタッフ・機材

必要なスタッフ、スタジオ、機材はすべて受託者が用意・負担すること。

ウ 撮影場所

外出の撮影にあたっては横浜らしい風景を選定すること。撮影、取材に係る相手方との調整は、委託者に共有の上、受託者が行うこと。また、撮影にあたり許認可等が必要な場合は、あらかじめ委託者に共有したうえで必要な手続きを実施すること。

(4) 編集

撮影した内容を作成物概要に合わせて編集すること。編集した映像は試写を行い、指摘のあった事項を修正すること。

(5) 業務執行体制

必要に応じて一部業務を委託することも可能だが、委託先に関する情報を横浜市へ提供すること。

6 留意事項

- (1) 校正の時期や回数等に関しては、委託者と協議のうえ決定すること。またその内容を遵守すること。
- (2) 制作する動画の方針、内容は委託者と充分協議し決定するものとし、委託者が意見を提示した場合はその内容を踏まえて制作すること。
- (3) 音楽素材の使用について、使用料や使用許可手続き等が発生する場合は、受託者が負担し手続きを行うこと。なお、音響不搭載の機材で使用することも想定し、音楽がなくても印象に残るような内容とすること。
- (4) 特別な事情により、委託者が修正や変更を求めた場合は、履行期限までの期間中で反映すること。
- (5) 感染症流行による緊急事態宣言の発令等の不測の事態が発生した場合は、委託者受託者双方協議の上、契約内容の変更等の可能性がある。

7 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日(月)

進捗状況によっては、前倒しでの納品に応じること。

8 納品物

令和7年3月31日(月)までに、各データをがん・疾病対策課に納品すること。

納品の際には、提供データや記憶媒体について、必ずウイルスチェックを行うこと。成果物がウイルス感染していることにより、横浜市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(1) 動画データ

- ・動画編集可能なデータを格納したDVD-Rをそれぞれ2部
- ・完成データを格納したDVD-Rをそれぞれ5部

(2) スチール写真データ(啓発動画PR用の静止画)

- ・写真データを格納したDVD-Rを1部

9 履行場所

医療局がん・疾病対策課の認める場所

10 特記事項

- (1) 本件の成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）及び
使用権等の権利は、すべて横浜市に帰属するものとする。受託者は、横浜市に対し一切
の著作者人格権を行使しないこととし、第三者にも行使させないものとする。委託者の
許可なく他に複製・公表・貸与してはならない。
- (2) 委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に定めのない事項また
は疑義が生じた場合は、横浜市の規約規則や委託契約約款などの定めるところによるほ
か、別途協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は、進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段
の理由なくこれを拒んではならない。また、委託者が認めた情報以外の情報を第三者へ
提供及び公表をしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た個人情報等の機密性の高い秘密を他に漏
らし、または自己のために利用することができない。また、本委託業務終了後も同様と
する。
- (5) 成果物に不具合が生じた場合、双方で協議し、それが制作時の不良と認められる場
合には、受託者が無償で修正するものとする。
- (6) 受託者が本業務によって委託者または第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償
の責任に任ずるものとする。